

させぼ民報

2021年7・8月号外

定例佐世保市議会の報告を紹介します。

発行 日本共産党佐世保市委員会 電話0956-25-6811



小田のりあき 検索



日本共産党佐世保市議会議員

小田のりあき 市議会報告



石木ダム付け替え道路建設現場
で抗議の座り込みをする人達

石木ダム問題

川棚町に計画する石木ダム建設事業について、長崎県は話し合いの実現に向け、住民に協議の場を設けるよう求めている。しかし、住民は工事を一旦中止しての協議を望んでいるが、県が難色を示すなど未だに話し合いへの道筋は見えてこない。また、ある地方紙で放課後児童クラブが周辺地域との関係によりわずか3ヶ月で移転せざるをえなくなつたことが報じられた。

そこで、6月議会で小田のりあき市議は①石木ダム建設事業②放課後児童クラブについて一般質問を行いました。

佐世保市は共同事業者として話し合いを

ダムの必要性を説明すべき

小田 先日、長崎県は、事業に反対されている13世帯の住民との対話に向けた事前協議を申し入れた。

これに対し、住民の方々は、工事を一旦中断し、事業の必要性について話し合いをするのを求めていた。

放課後児童クラブ問題

子どもの安心・安全のために

室を含め学校施設の利用の検討はどのように行われてきたのか、また、なぜ利用が低調な状況に止まっているのかお尋ねする。

子ども未来部長 現在、全73クラブのうち、時限的な取扱いも含めると学校の余裕教室利用が2クラブ、学校敷地内の専用施設利用が11クラブであり、合わせて全体の17・8%となつていて。

特に、学校施設に関しましては、放課後児童クラブの開設に係る主な背景に、地区に

事業の必要性については、事業認定取消訴訟で最高裁判所が住民側の訴えを退ける決することを求めている。

小田 ある地方紙で本市の住宅街で今年3月に民家を開所した放課後児童クラブが、地域の理解を得られず3か月余りで移転を余儀なくされたとの報道があつた。このクラブに限らず、騒音等の問題を抱えながらクラブを運営している実状を聞いている。

小田 ある地方紙で本市の住宅街で今年3月に民家を開所した放課後児童クラブが、地域の理解を得られず3か月余りで移転を余儀なくされたとの報道があつた。このクラブに限らず、騒音等の問題を抱えながらクラブを運営している実状を聞いている。

このような状況を踏まえ、子どもたちの安全、安心を考えることが望ましいと考えては、従前から戸別訪問や説明会、公開質問書への回答や

市は今もなお、当時と同じ必

成25年度当時において、国が事業を必要とした判断を妥当としたものに過ぎず、説明が尽くされたとは思えない。

その後、人口の減少や節水

機器の普及、近年はコロナ禍によって交流人口も停滞し、佐世保重工業も新造船休止を発表するなど水を使う人が明

らかに減少しており、佐世保

市は今もなお、当時と同じ必

要性があるのかを真摯に説明する責務がある。

また、知事は、事あるごとに「静穏な環境で話し合いを」と述べているが、地域住民の立場に立つて考えれば、強制測量によって辛い思いをし、以来数十年にわたって、感情的な「もつれ」や「しこり」があることは否めないのである。

静穏な話し合いをしたいのであれば、知事や市長が、直接頭を下げてお詫びをし、感情的なすれ違いをなくしてから、「今現在の必要性」について説明を行うべきと考

えるが、市長自身の率直な考え方を示していただきたい。

市長 必要性の説明について、市は今もなお、当時と同じ必

要性の説明は直接的にも間接的にも十分に尽くしていると認識している。

司法の判断が示された後は、情にとらわれることなく、法のルールに従つて執行していくことが法治国家としての行政の務めである。

親書の送付など、様々な場面や手段で繰り返し説明を重ねてきた。

ここ7年間は、司法の場を通じて、膨大な資料を提示し、説明を重ねてきたところ内容も含めて説明を尽くしているところである。

また、広報紙その他の説明も継続的に行つており、必要性の説明は直接的にも間接的にも十分に尽くしていると

認識している。

司 法の判断が示された後は、情にとらわれることなく、法のルールに従つて執行していくことが法治国家としての行政の務めである。

親書の送付など、様々な場面や手段で繰り返し説明を重ねてきた。

ここ7年間は、司法の場を通じて、膨大な資料を提示し、説明を重ねてきたところ内容も含めて説明を尽くしているところである。

また、広報紙その他の説明も継続的に行つており、必要性の説明は直接的にも間接的にも十分に尽くしていると

認識している。

司法の判断が示された後は、情にとらわれることなく、法のルールに従つて執行していくことが法治国家としての行政の務めである。

親書の送付など、様々な場面や手段で繰り返し説明を重ねてきた。

ここ7年間は、司法の場を通じて、膨大な資料を提示し、説明を重ねてきたところ内容も含めて説明を尽くしているところである。

また、広報紙その他の説明も継続的に行つており、必要性の説明は直接的にも間接的にも十分に尽くしていると

認識している。